

【韓国】二酸化炭素回収・貯留等に関する法律の制定

関西館総務課 中村 穂佳
(海外立法情報課在籍時に執筆)

* 二酸化炭素の回収・貯留等について、関連産業の育成及び支援のための法的根拠を整備するため、2024年2月、「二酸化炭素回収・輸送・貯留及び活用に関する法律」が制定された。

1 背景と経緯

近年、温室効果ガス削減のため、二酸化炭素（以下「CO₂」）を回収、貯留し、活用する技術が注目されている。韓国でも CO₂ の回収・貯留等に関する研究、実証が行われている¹。こうした技術に関しては、それまで、複数の個別法を参照しなければならなかった。このため、統一法を制定し、関連産業の育成及び支援のための法的根拠を整備すること等を目的として²、2024年2月6日、「二酸化炭素回収・輸送・貯留及び活用に関する法律（法律第20203号）」³が制定、公布された。同法は、本則54か条、附則2か条から成り⁴、2025年2月7日に施行される。

2 法律の概要

(1) 基本計画の策定等

政府は、CO₂ の回収等に関する基本方針及び目標に関する事項等を含む基本計画を、5年ごとに策定し、実施しなければならない（第5条）。関係中央行政機関の長は、基本計画に沿って毎年実施計画を策定し、実施しなければならない（第6条）。

(2) 施設等の設置

CO₂ 回収施設を設置し、運営しようとする者は、設置計画を作成し、産業通商資源部（部は日本の省に相当）長官（以下「長官」）に申告しなければならない（第7条）。回収した CO₂ を輸送する事業（以下「輸送事業」）を行おうとする者は、長官の承認を受けなければならない（第8条）。輸送事業の承認を受けた者であって、CO₂ 輸送管⁵を設置し、運営しようとする

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024年3月12日である。

¹ 「국가 CCS 종합 추진계획」 「제 8 차 녹색성장위원회 보고자료」 2010.7.13. 大韓民国政策ブリーフィングウェブサイト <<https://www.korea.kr/archive/expDocView.do?docId=27191>>; 「이산화탄소 포집·활용 (CCU) 기술혁신 로드맵 (안)」 「제 18 회 과학기술관계장관회의 개최」 2021.6.14. 科学技術情報通信部ウェブサイト <<https://www.msit.go.kr/bbs/view.do?sCode=user&mId=113&mPid=238&bbsSeqNo=94&nttSeqNo=3180364>>

² 「[2126234] 이산화탄소 포집·수송·저장 및 활용에 관한 법률안 (대안) (산업통상자원중소벤처기업위원장)」 議案情報システムウェブサイト <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_C2G3A1Z1O2O2L1L8O1O9U4L6U3G3E3>

³ 「이산화탄소 포집·수송·저장 및 활용에 관한 법률 (법률 제 20203 호)」 国家法令情報センターウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=259701#0000>> 同法の原文の直訳は「二酸化炭素捕執・輸送・貯蔵及び活用に関する法律」であるが、我が国の用例にならない、「捕執」を「回収」、「貯蔵」を「貯留」と訳出した。以下同様。「知っておきたいエネルギーの基礎用語 ～CO₂を集めて埋めて役立つ「CCUS」」 2017.11.14. 資源エネルギー庁ウェブサイト <<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/ccus.html>>

⁴ 本則は全9章で、構成は次のとおり。第1章：総則（第1条～第4条）、第2章：回収等に関する基本計画の策定等（第5条～第6条）、第3章：二酸化炭素回収・輸送施設等の設置（第7条～第12条）、第4章：二酸化炭素貯留候補地の探査・選定・閉鎖等（第13条～第17条）、第5章：貯留事業の許可等（第18条～第28条）、第6章：二酸化炭素回収・貯留・活用集積化団地の指定及び運営（第29条～第32条）、第7章：二酸化炭素回収等産業の育成（第33条～第44条）、第8章：補則（第45条～第51条）、第9章：罰則（第52条～第54条）。

⁵ 大統領令で定める、回収した CO₂ を輸送する配管及び関連施設。同法第2条第5号

者は、安全管理規定を定め、長官の承認を受けなければならない。長官は、CO₂輸送管の設置・運営の承認を受けた者（以下「輸送管設置運営者」）及びその従事者が安全管理規定を遵守しているか否かを、定期的に点検しなければならない（第9条）。輸送管設置運営者は、事業開始等の前に安全管理者を選任して長官に申告し（第10条）、長官が実施する定期検査（毎年）及び随時検査を受けなければならない（第11条）。

(3) 貯留候補地の探査、選定、閉鎖等

陸地又は海洋の地中にCO₂貯留所を掘削するために探査をしようとする者は、長官の承認を受けなければならない。長官は、探査の承認の際、海洋の探査に関しては、海洋水産部長官の意見を聞かなければならない。探査の承認を受けた者（以下「探査権者」）は、承認を受けた日から3年以内に、長官に探査実績を提出しなければならない（第13条）。長官及び海洋水産部長官は、探査実績を提出した探査権者が申請した場所等を、CO₂貯留候補地に選定することができる（第14条）。長官は、貯留所の貯留容量が飽和し、それ以上貯留することが不可能である場合等には、貯留所の閉鎖を命じることができる（第17条）。

(4) 貯留事業の許可

貯留事業を行おうとする者は、長官の許可を得なければならない（第18条）。貯留事業の許可を得た者（以下「貯留事業者」）が貯留事業を開始する場合には、長官に申告しなければならない。貯留事業の全部若しくは一部の休業又は廃業については、長官の許可を得なければならない（第22条）。貯留事業者は、貯留されるCO₂に大統領令で定める不純物を含ませるはならず、大統領令で定める基準に合致するよう、圧縮された状態でCO₂を注入し、貯留しなければならない（第27条）。貯留事業者は、貯留所及び関係施設を運営する際、貯留したCO₂が漏れないよう、危険防止、災害予防のため必要な措置を採らなければならない。貯留したCO₂が一定基準以上漏れたことを知ったときには、漏出量、時期、原因等について、遅滞なく長官に通報しなければならない。貯留事業者は、貯留所の管理について、長官が毎年実施する定期検査及び随時検査を受けなければならない（第28条）。

(5) 集積化団地の指定及び運営

長官は、CO₂回収・貯留・活用に関連する企業等が集まり、産業的な相乗効果を誘発することができる地域について、広域自治体（特別市・広域市・特別自治市・道・特別自治道。日本の都道府県又は政令指定都市に相当）の長の申請を受けて、集積化団地に指定することができる。集積化団地の指定を受けようとする広域自治体の長は、集積化団地育成計画を策定し、長官に申請しなければならない（第29条）。また、回収等施設、共同研究開発インフラ等の設置、運営など、集積化団地への支援に関する事項も規定された（第30条）。

(6) 産業育成

CO₂回収施設を設置、運営する者は、CO₂活用のための研究、実験、実証化に係る施設及び事業場に、CO₂を供給することができる（第33条）。長官及び科学技術情報通信部長官は、回収したCO₂を活用した技術及び製品に対する認証を行うことができる（第34条）。関係中央行政機関の長は、必要と認める場合、CO₂回収等関連技術を活用した実証事業を実施することができる。この実証事業に参加しようとするCO₂回収等関連事業者等は、関係中央行政機関の長の承認を得なければならない（第37条）。長官は、要件を備えた機関又は法人を、CO₂回収等に関する市場調査・分析及び収集した情報の利用等の事業を行う、CO₂回収・貯留・活用振興センターとして設立することができる（第44条）。